

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和8年3月6日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 白水 英至

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
こどもたちが安全・ 安心して過ごせる放 課後児童クラブの 充実を	全国的に放課後児童クラブ（学童保育）の待機児童が問題視されている中、本町では小学校の特別教室を活用するなど、待機児童解消のため受け入れ拡大が図られているが、児童数の増加に対し、支援員の配置や専用スペースの確保は十分と言えるのか。 また、学校の教室を利用されているが、学童保育としての環境整備（図書・遊具・備品）に差が生じていないか、町の認識を問う。 1. 放課後児童クラブの業務委託内容と契約期限は 2. 児童数に対し、支援員の配置は十分か。また、国基準を満たしているだけではなく、安全管理体制が実態に合っているのか 3. 利用料、おやつ代は値上げをしていないが、物価高であってもこどもたちに十分な保育、おやつの提供はできているのか 4. 待機児童をなくすということで学校の教室を使用しているが、学童保育としての環境はそろっているのか	町 長 教育長